

# 第10回平塚市景観審議会会議録

## 第10回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成26年8月8日(金) 午前9時45分～午前11時15分
- 2 場 所 平塚市役所本館5階 519会議室
- 3 出席委員 5名  
野原卓、水沼淑子、宮川理香、服部勉、橋本聡
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 難波修三  
まちづくり政策課  
課長 小野間孝  
課長代理 岸正人  
主任 中川純代  
主事 伊原聡  
技師 中島大輔
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 1名
- 8 あいさつ
- 9 議事
  - (1) 報 告 景観重要樹木の指定について
  - (2) 報 告 (仮称)港地区認定こども園新築工事について
  - (3) 報 告 平塚市余熱利用施設について

[審議会開会 午前9時45分]

(会長)

本日の会議の傍聴をされる方に申し上げます。先ほど事務局からお渡しいたしました傍聴者の遵守事項をお守りください。守られない場合は、平塚市景観審議会傍聴要綱に従いまして退場していただくことがありますので、ご承知おきください。

それでは、早速議事に入ります。まず1番です。報告事項、景観重要樹木の指定についてを議題とします。それでは、まず事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、景観重要樹木の指定について、私、まちづくり政策課の伊原がご報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。パワーポイントの画面にてご説明させていただきますので、正面のスクリーンをご覧くださいと思います。

本日のご報告はご覧の順番に沿って説明をさせていただきます。まず1番目、景観重要樹木とはということで、景観重要樹木の制度概要の説明、2番目に前回までの景観審議会の報告内容といたしまして「これまでの経緯」、3番目に今回実施しました「市民投票と地域インタビュー実施についての報告」、4番目に「候補樹木の紹介」をさせていただきます。その後に審議会の委員の皆様からご意見などを伺えればと思っております。各項目の詳細につきましては、かっこ内の配付資料に記載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず「景観重要樹木とは」ということについて説明をさせていただきます。景観重要樹木の制度主旨としましては、景観形成上優れた樹木を市長が指定しまして、伐採ですとか、移植ですとかを制限することで、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることを防ぐための制度となっております。

景観重要樹木に指定されますと、樹木の所有者には樹木に対する次の3つの行為制限が課せられる形となります。まず1つ目としまして、樹木の伐採、あと移植をする場合に市長の許可が必要となります。2つ目としましては、樹木を適切に管理する義務が所有者に課されます。3つ目としまして、許可なく伐採した場合などに罰金が課される形となります。

また、樹木の所有者につきましては、行為制限に加えまして、次の3点の管理義務が発生する形となります。まず1つ目、良好な景観を保全するためせん定などの必要な管理を行うこと。2つ目、滅失及び枯死を防ぐため害虫の駆除など必要な措置を講ずること。3つ目、景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。管理に対する具体的な基準につきましては、管理要領というものが別に定められている形となります。

以上のように、景観重要樹木に指定されますと、所有者には行為制限と管理義務が課せられる形となっております。

次に、景観重要樹木の指定に当たりましては、基準となる3つの評価項目を定め

ているところであります。まず評価項目①としまして、「道路そのほか公共の場所から容易に見ることができる樹木であるか」。次に、評価項目②としましては4点ございまして、「地域の自然、歴史、文化などから見て、樹容が景観上の特徴を有しているか」、「景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であるか」、「樹木が健全であるか」、「樹容が美観上特に優れているか」、こちらの4点が評価項目②として挙げられます。そして、評価項目③としまして、評価項目①と②を満たした樹木を対象に、「地域のシンボリック的存在となっている。もしくは周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれている樹木であるか」を定めております。これら評価項目①から③の基準を満たした樹木が景観重要樹木として指定を行うことが可能となります。最終的に指定された樹木に対しては、行為制限ですとか管理義務が課されることから、所有者に指定についての意思確認を行った上で指定を行う形となっております。

平塚市では、これらの指定の方針と基準に基づきまして、平成24年3月8日に景観重要樹木第1号として、平塚市が所有している公共の樹木を指定しようという観点から、「平塚市総合公園 メタセコイアの並木」を指定しているところであります。こちらの写真がメタセコイアの並木となっております。こちらは平塚市総合公園の中にあり、自然樹形に近い形で、成木で全体として統一された50本のメタセコイアの並木となっております。自然景観に配慮された砂利敷きの路面と併せまして、良好な景観を形成しております。また、画面の写真のように、季節により様々な樹容を楽しむこともできる並木となっております。1番目の「景観重要樹木とは」については以上となります。

次に、現在事務を進めております第2回の景観重要樹木の指定に向けた「これまでの経緯」についてご説明いたします。まず、「候補樹木の推薦」としまして、今回の指定候補となる樹木を広く市民から募集しようという観点から、市民公募による樹木の推薦を実施いたしました。結果としまして、合計27件の候補樹木が市民により推薦されました。推薦された27件の候補樹木について、まず景観重要樹木として指定の可能性などについて、所有者に事前の了解をとりました。こちらの結果として、27件の樹木のうち、12件の樹木について、所有者から景観重要樹木指定についての事務を進めるということで承諾を得ることができております。

次に、所有者から承諾を得ることができました12件の樹木につきまして、評価項目①及び②の評価を実施いたしました。まず、評価項目①の「容易に確認できる樹木か」ということについて、まちづくり政策課が評価を行いました。その結果、12件中すべての樹木が容易に確認できるということで、評価を満たした形となります。

次に、こちらの画面に出ております評価項目②の4項目について、平塚市学芸員、まちづくり政策課、みどり公園水辺課の職員が評価を行いました。こちらにつきましては、評価項目①を満たした12件の樹木のうち、6件の樹木が評価を満たす形となりました。

評価項目①及び②の評価を満たした樹木は次の6件となっております。「平塚球場 スダジイ」、「平塚市総合公園 市民の木 クスノキ」、「東海大学 ケヤキ並木」、「渋田川のサクラ並木」、「四之宮の前鳥神社のケヤキ」、「東海大学武道館のサクラ」、以上の6件が指定候補樹木として残りました。その他の27件の樹木につきましては、本日配付いたしました資料1-4に記載がございますので、後ほどご確認いただければと思います。2番のこれまでの経緯については以上となります。

続きまして、「市民投票と地域インタビューの実施」についてご説明をさせていただきます。評価項目①及び②を満たした、先ほどの6件の候補樹木を対象に、評価項目③「地域にとってシンボリック的存在となっている。もしくは周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれているか」ということの評価を実施いたしました。その評価をする方法としまして、まず市民投票を行いまして、その後、市民投票で過半数の支持を得た樹木を対象に地域インタビューを実施させていただきました。

まず、市民投票についてですが、評価項目①と②を満たした6件の樹木を対象に、市民から広く意見を聞くために候補樹木の市民投票を実施させていただきました。市民投票の方法といたしましては、景観として優れているものにマル、そうでないものにバツを記入していただきました。市民に広く支持される樹木を選定するという観点から、マルが過半数を超えた樹木を指定候補として残すこととしました。投票結果につきましては、こちらの画面のとおりとなりまして、全体の投票数が627票、結果としまして「平塚球場 スダジイ」、「平塚市総合公園 市民の木 クスノキ」、「東海大学 ケヤキ並木」、「渋田川のサクラ並木」の4件が過半数の支持を得た形となります。

次に、地域インタビューとしまして、市民投票で過半数の支持を得ました4件の候補樹木に対しまして、候補樹木が地域にとってどのような存在なのかを確認するために、自治会または町内会に地域インタビューを実施させていただきました。インタビューにはあらかじめ3つの質問項目を設定しておりまして、まず1つ目に、「地域のシンボリック的存在の樹木であるか」、2つ目として「地域の歴史や周辺環境などから美しい景観を成り立たせているか」、3つ目としまして「地域の方々にとって親しみのある樹木であるかどうか」、これらの項目に対してコメントをいただく形となりました。また、自由意見欄を設けまして、質問項目以外にも樹木に対する思いがある場合にはコメントをいただくようにいたしました。インタビューの回答については、次の「候補樹木の紹介」の中でご報告をさせていただきます形となります。

それでは、「候補樹木の紹介」に移らせていただきます。現在、こちらの表の4件の樹木が景観重要樹木の指定候補樹木としてあがっております。評価項目①及び②を満たし、かつ市民投票で過半数の支持を獲得した樹木となっております。簡単な各樹木の紹介の後に、評価項目③のまとめを報告させていただきます。また、評価項目①、②の内容も含めて、詳細につきましては資料1-3に記載がありますので、よろしく願いいたします。

まず1件目としまして、「平塚球場 スダジイ」ですが、こちらの樹木は平塚市総

合公園内の野球場の前にありまして、誰もが容易に見ることができる樹木となっております。推薦者からは「重厚感のある樹容が気に入っており、古くからこの場所の歴史を見てきた貫禄を感じる」といった意見をいただいております、実際には樹高とともに横に広がった枝により、見事な樹形を形成しております、強い存在感を持っており、周りの樹木や芝生と相まって、安らぎのある景観を形成する中心的な存在となっている樹木でございます。また、総合公園ができる前から存在する歴史ある樹木であると考えられています。市民投票による投票数は318票、支持率は50.7パーセントでございました。

こちらの平塚球場のスダジイですが、地域インタビューの概要としましては、「古くからある樹木で、なくなったら穴が空いてしまうような存在感がある樹木です」、「公園内の散歩コースにあり、見守られているような樹木である」、また「大木のサクラと並んで球場のシンボルツリーと呼べるような樹木である」、最後に「秋になるとどんぐりが落ち、子供たちが拾いに行っているような親しみのある樹木であります」といった回答がございました。スダジイについては以上となります。

続いて2件目の「平塚市総合公園 市民の木 クスノキ」について紹介をさせていただきます。市民の木であるクスノキの大木として、こちらも総合公園ができる前から存在する歴史ある樹木となっております。推薦者からは、「新緑のころの色が青空に映え、散歩の人を楽しませる」といった意見をいただいております、実際に樹木の周りには人々がくつろぐことのできる広い芝生が広がり、木陰で休む人や散歩をする人にとって安らぎのある空間を醸し出しています。総合公園でも一際目立つランドマーク的存在として、周辺の景観を決定づける、こちらも大切な樹木となっております。市民投票による投票数は350票、支持率は55.8パーセントでございました。

こちらのクスノキの地域インタビューの内容としましては、「公園のシンボルとして、公園の景観を引き立てている樹木である」、「訪れる人々の目を引きつけ、安堵感を感じさせる樹木である」、また「青空とのコントラストが素晴らしく、周りの風景を引き立てている樹木である」、「大人から子供まで、木の下で休憩をしたり、遊んだりしていて、親しみのある樹木である」といった回答がございました。クスノキについては以上となります。

続いて3件目、「東海大学 ケヤキ並木」を紹介させていただきます。東海大学構内の中央通りから大学の敷地の外の一般道路にわたるケヤキ並木でございまして、大学構内は一般開放されておりますので、学生だけでなく、一般市民でも誰でも容易に見ることができるようになっております。推薦者からの声にもありますとおり、四季によって様々な表情を見せまして、夏は安らぎを感じさせる木陰をつくり、紅葉や落葉など、季節景観が楽しめる場所となっております。地域住民や学生の生活に密着していることから、この場所の景観形成において重要な樹木といえます。市民投票による投票数は414票、支持率は66パーセントでございました。

地域インタビューの内容といたしましては、「大学構内ですが、自由に往来が可能

であり、四季によって様々な顔を見せる並木である」、また「周辺の屋敷林などがなくなりつつある中で、残していくべき自然の存在である」、また「秋になると子供たちが周りの樹木のどんぐりを拾い、抒情的な景観をつくり上げているような親しみのある樹木である」といった回答がございました。

しかし、一方で、周辺のほかの自治会からの回答になるのですが、「ケヤキ並木と聞いてどこのことかと思うほどシンボルと呼べる樹木ではない」、「大学構内や一般公道部分は遊べるような場所ではなく、親しみがあるなしの存在ではない」、「秋から冬にかけては枯れ葉が地域住民にとって迷惑をかけている」といったような回答がございまして、自治会によってはシンボルであるとか、親しみのあるなしの存在ではなく、むしろ枯れ葉によって迷惑をしているといったような意見もいただいているところでもあります。ケヤキについては以上となります。

最後に4件目、「渋田川のサクラ並木」について、紹介をいたします。堤防上のサクラ並木でございまして、渋田川という河川に面しておりますので、誰もが容易に見ることのできる樹木でございます。推薦者からは「春になると花見を楽しむことができ、安らぎの場所となっている」という思いをいただいております。実際に自然護岸が残る河川や、花見や散歩などで土手を歩く人々、また広く見上げることができる空といった風景と合わせまして、潤いと安らぎのある景観をつくり出しております。この地域の景観を特徴づける重要な並木であるといえます。市民投票による投票数は472票、支持率は75.2パーセントでした。

こちらの渋田川のサクラ並木についてのインタビューの内容としましては、「周辺の自治会が整備と維持管理をしており、自分たちの桜という自負を持っている樹木である」、「毎年4月にこの地区で開催している桜まつりは桜観賞と合わせて地域の方々、また広く市民の方々の楽しみとなっている」、また「サクラ並木越しの丹沢などの山並みは地域の代表的な景観を形成している」、「サクラ並木の堤防は散歩コースや通学路として親しみがある」といった回答がございました。

樹木4件の紹介としましては以上となりまして、最後に各樹木について市民投票と地域インタビューを実施した評価項目③をまとめますと、こちらの表のとおりとなります。まず、「平塚球場 スダジイ」についてですが、市民投票では支持率が50.7パーセントと過半数を少し超えるにとどまりましたが、球場のシンボルとして市民に親しみを持たれていることや、球場を含メートル公園の景観を構成する上で欠かせない樹木となっていること、また散歩コースや子供の遊び場として、地域や公園を訪れるの方々にとって親しみのある場所であることなどがインタビューなどから確認できたため、評価結果はマル、満たすものと考えております。

次に、「平塚市総合公園 市民の木 クスノキ」ですが、投票数は過半数を超える支持を獲得しております。市民の木として広く親しみを持たれ、市民からも景観上のある程度の評価を得ている樹木であること、また総合公園のシンボルであり、新緑の頃は周辺の自然環境や景色と合わさり、訪れた人に安らぎや安堵感を与える環境を形成している樹木であることなどが確認できましたので、評価結果は満たす

ものと考えております。

3つ目に「東海大学 ケヤキ並木」についてですが、インタビューでは好意的な意見もある一方で、「枯れ葉によって迷惑を受けている」ですとか、「シンボルと呼べるようなものではない」といった意見がありました。しかしながら、市民投票では全体の2番目の支持を獲得しております、学生だけでなく一般市民からも景観上優れていると認識されている樹木であることや、枯れ葉は管理上の問題でございまして、今後の管理方法などによっては、かえって秋冬の樹容として良好な景観をつくり上げる可能性があること、そして他の自治会へのインタビューの結果では季節により様々な表情を見せ、地域の自然景観を形成しており、大学構内ではありませんが自由に往来ができ、地域住民の方々からもおおむね親しみを持たれていることなどが確認できましたので、こちらの表では三角とさせていただいておりますが、事務局としては評価結果を満たすものとしまして、東海大学のケヤキについて、指定に向けた事務を進めていきたいと考えているところであります。

最後に「渋田川のサクラ並木」についてですが、市民投票では最も多くの支持を獲得しまして、多くの市民から既に景観上優れていると認識されている樹木であること、自治会によって整備され、現在も管理されている並木であり、年1回の祭りですとか、毎日の通学路などとして地域住民から親しみを持たれている並木であること、また周辺の自然環境などと相まって、地域の景観を象徴する樹木となっていること、以上のことが確認できましたため、評価結果は満たすものと考えております。候補樹木の紹介については以上でございます。

それでは、パワーポイントではなくて、少し今後の流れといたしましてご説明いたしますので、資料1-2の2ページ目をご覧くださいと思います。まず、「樹木医による健康状態の調査」としまして、樹木医から樹木の健全性などについての調査を行ってもらう予定であります。なお、資料1-2におきましては、「現在実施中」と表記があるのですが、現状としてはまだ実施段階には至らず、方法や日程などについて、樹木医と調整を凶っているところでございます。

次に、平塚市学芸員による評価項目②についての助言、そして樹木所有者への意思確認を得まして、指定候補の選定を行います。次に庁内組織であります景観推進会議に報告をさせていただき、次回の景観審議会におきまして諮問をとらせていただきます。景観重要樹木への指定は今年の11月頃を予定しているところであります。その後、審査結果の公表をする必要があると考えております。また、来年度以降の予定となりますが、今回指定をした樹木に対する案内看板の設置なども考えていかなければならないと考えております。景観重要樹木の指定についての報告は以上でございます。ありがとうございました。

(会長)

今事務局からご報告がございました。第1回目の景観重要樹木の指定は行政で何件か候補を選んでいただき、それに基づき視察もし、結果として、この総合公園の

メタセコイアの並木を第1号に指定しました。その後に、そのような行政主導のやり方ではなくて、もう少し市民の皆さんに広く周知できるような方法がないかということで、第2回目の景観重要樹木の指定は公募をし、投票や、幾つかの手順を踏んで、資料1-2のとおり第9回景観審議会でのご報告を既に済ませています。今回は地域インタビューや、市民投票の結果などのご報告がございました。ということで、次回景観審議会では諮問を受けて、答申を出すという流れになろうかと思いません。

それでは、ご意見・ご質問などがございましたら、よろしくお願いたします。

(委員)

候補として残っている4件の樹木ではないのですが、市が所有者のもので今回の指定の対象外になっていいいますが、どうして承認が得られなかったのですか。

(事務局)

では、順番に説明させていただきます。まず13番のクロマツ、これは扇の松海岸通りといいまして、名前の由来になる大変豊かなマツですが、海岸通りの道路内にあるため、通行に支障がある状況で、枝を落とすと扇の松の景勝が損なわれることがあります。我々も公共が管理している樹木の中でも指定をしたいという思いはあるのですが、今後の管理上の問題を含めるとなかなか厳しく、現在は、指定を目指し庁内的に研究をしているという状況です。

そのほか大御住グラウンドのメタセコイア、サクラ並木はやはり樹形的に立派な並木で、近隣住民の方からも親しみは持たれているのですが、やはり維持管理で剪定をしてほしいという要望がかなり上がっていて、今の形状を維持できないことが予測されるので、対象としては遠慮させていただきたいと意見がございました。以上でございます。

(委員)

今のお話を伺った中で、一番ネックになっているのは、樹形をいかに保つかということですが、それでは少し厳しいという気もしました。もちろん樹形が保たれるのが景観としては一番いいと思いますが、その結果、景観重要樹木として指定できなくなり、自由に移植されてしまうと、その存在自身の重要性も保持できない気がするので、例えば先ほどのクロマツを景観重要樹木に指定し、出来る限り樹形を維持していく方法もあるのかなと思います。

全体の評価をお伺いしても、やはり一番ネックになっているのは、虫と剪定といった維持管理に関する地域からの要望が多いのかなと思います。その結果、すべて指定できなくなってしまうと、景観重要樹木の広がりにも支障が出てしまうので、そこを議論しながら、協議をうまく行っていただきたいと思いました。

(会長)

事務局、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

このクロマツについては、平塚市のみどり公園・水辺課で、市の保全樹に指定してありまして、そういった中である一定の樹形の維持はしております。我々としても景観重要樹木に指定したいという思いはあるのですが、やはり市の条例と法律上の指定の重きは異なりますので、どのように通行も確保しながら、樹形も維持しながらやるのが望ましいのかというのは、前回のときも課題でしたし、今回についても課題が解決できなかったということです。今回は見送らせていただきましたが、平塚にとっては貴重な樹木ですので、今後指定に向けた取り組みは継続していきたいと思います。今回少しずつ選考で絞られてはいるのですが、前回の景観審議会で委員の皆様から、ここに出てきた樹木は、ある事情があつて漏れたとしても、今後継続して所有者の理解を求めるとか、管理者の理解を求めるような形で、次の段階ではまた候補として残す努力をしたほうがいいのかと言われておりますので、それについては今後そのように取り組みたいと考えております。

(会長)

ぜひ次回以降、特に市所有のものは様々な点で候補になりやすいものだと思いますので、前向きにご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。東海大学のケヤキ並木は、近隣の自治会の意見が少し分かれる形になっていますが、大学にとっても大変貴重な並木かと思えます。大学として直接ご存じではないかもしれませんが、シンボリックに感じているとか、そういうところはもちろんあるわけですね。

(委員)

そうですね。私も直接大学からこの件については伺っていないのですが、ただ大学としてもケヤキ並木自体は大学のシンボリックなものとしても位置づけていると思います。近隣の自治会の方の意見が分かれています。キャンパス内を散歩されたり、小さなお子さんが遊ばれている光景はよく見ますので、指定をしていただいてもいいのかなと思います。

(会長)

近隣からそういう声があるということが大学にも届けば、例えば学生が清掃活動に励むとか、また地域とのつながりの1つのきっかけになるかもしれませんね。

(委員)

逆に指定していただいたほうが、大学側としても積極的な働きかけはしやすいか

などと思います。

(会長)

そうですね。

ほかにはありませんか。

(委員)

資料1-3の12ページの図を拝見すると、南側のところにも樹木が並んでいるような図になっていますが、これは敷地の内側なのですか、それとも外側ですか。

(事務局)

敷地の内側と外側です。

(委員)

両方あるのですか。管理者が違うということですか。

(事務局)

管理者については、両方とも東海大学が所有している樹木となっております。

(委員)

南側の道路は構内ですか。

(事務局)

南側の道路につきましては、一般公道に面した歩道のようなところがありまして、そこに植樹がされている状況で、そちらについても樹木については東海大学が管理をされている状況です。

(委員)

所有者は平塚市だけど、管理者が東海大学ということですか。

(事務局)

東海大学を建設当時、この構内とバスの通行など一般の車両が通行できる場所がつくられ、東海大学の所有でございまして、それを一般公道として使用させていただいており、樹木も東海大学の維持管理です。それが構内と構外で連続している並木となっております。多分、地元の皆さんの意見は構外の並木だと思いますので、市としては、東海大学とも維持管理のあり方とか、また地元の方も再度意見交換をしながら、できれば指定に向けた取り組みをさせていただき、次回の景観審議会においてもそういった内容も報告させていただきたいと考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。では、ほかにご意見がないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。今回の主な意見は、次回の指定に向けて市で調整をお願いいたします。

では、続きまして報告事項2、(仮称)港地区認定こども園新築工事についてを議題といたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、(仮称)港地区認定こども園新築工事について、中川が報告いたします。パワーポイントの画面でご説明いたします。項目は3つでございます。認定こども園の事業の概要、設計説明書、まちづくり政策課からの助言内容の順にご説明いたします。

「はじめに」の概要についてご説明いたします。近年、女性の社会進出に伴い、就労の有無にかかわらず、子供を産み、育てるための支援の充実が求められており、公立の幼保一元化施設の必要性が高まっており、平成25年度から基本設計が進められております。平成29年度からの認定こども園としての供用開始を予定しており、まちづくり政策課としても、本市において公立初の認定こども園の施設として、景観的にモデルケースになるよう委員の皆様にご指導・助言をいただきたいと思ひ議案といたしました。

次に、敷地の選定理由についてご説明いたします。今回、公立の幼稚園と保育園の施設を統合し、認定こども園とする際、実現性を高めるため、既存幼稚園と保育園が隣接していることなど、以下3点の条件に最も適している施設といたしました。なお、本市には公立の幼稚園が5園、公立の保育園が10園、公立の小学校が28校あるのですが、最も適した園がこの赤い丸の位置の港幼稚園と須賀保育園となります。なお、この認定こども園には平塚市次世代育成支援行動計画や平塚市総合計画などの方向性に資するため、つどいの広場と放課後児童クラブの2つの子育て支援施設を併設いたします。

ここからは設計説明書の説明です。本計画の基本方針は、「安全で利用しやすい施設」など、以下7点の基本方針となっております。メインコンセプトは「豊かなこども園を目指す」となっております。メインコンセプトの具体的な内容としましては、「明るく開放的な室内空間」など、以下5点が具体的な内容となっております。

続きまして、敷地の概要です。本計画地は平塚駅から南側、徒歩10分程度の場所に位置している港幼稚園の敷地となります。港幼稚園には以前みなと児童館があった敷地を園庭としており、この園庭が認定こども園を整備することができる空間として有しておりました。

次に、用途地域等についてご説明いたします。敷地面積は約2213平方メートル、計画地の用途地域は第一種中高層住居専用地域、地域地区としましては、準防

火地域と第2種高度地区、最高限度は15メートルでございます。

続きまして、建築概要です。建ぺい率は29.8パーセント、容積率73.7パーセント、高さが約12.3メートル、階数は地上3階となります。

続きまして、周辺状況についてです。計画敷地の港幼稚園は、港小学校に隣接しております。敷地境界に設置されているフェンスには1カ所の入り口があり、行き来できるようになっております。位置は未定ですが、整備後も出入り口を設置する予定です。敷地は市道夕陽ヶ丘11号線と夕陽ヶ丘27号線に接道しており、両市道の角地となっております。なお、①の写真は夕陽ヶ丘11号線を撮影したもの、②の写真は夕陽ヶ丘27号線を撮影したものです。

続きまして、近隣住宅等についてです。計画敷地の周辺は主に2階建ての戸建て住宅が建ち並んでおります。

続きまして、計画敷地の主な既存樹木についてです。港小学校との敷地境界にはクスノキとサクラがございます。港小学校側にも同じくサクラがございます。①の写真は港幼稚園側から撮影したもので、手前がクスノキ、奥にサクラが3本ございます。②が港小学校側から撮影したものになります。続きまして、夕陽ヶ丘11号線との境界には、①のようにサクラ、②はイチョウ、③はマツがございます。港小学校側の道路境界線にはマツが多く見られます。平塚駅の海側ということもあり、マツが既存樹木として多くあるのが特徴となっております。

続きまして、平面計画です。認定こども園の機能を1、2階に、つどいの広場と放課後児童クラブの機能を3階に配置しております。認定こども園の保育室の配置につきましては、乳幼児の活動や登園の実態、保育・教育のしやすさ等を考慮し、0、1、2歳児室を1階に配置、3、4、5歳児室と遊戯室を2階に配置しております。放課後児童クラブやつどいの広場につきましては、3階の南西側に配置し、外階段から直接アプローチできるようになっております。

続きまして、動線計画です。受け入れのしやすさや園庭への活動のしやすさに対する配慮、こども園の主動線とつどいの広場と放課後児童クラブのアプローチ動線を分けております。

続きまして、外構計画をご説明いたします。まずは外構の仕様です。建物周りの仕様はインターロッキング舗装です。限られた敷地での計画で、壁面後退をすることができないことから、周辺環境への考慮として、道路境界にはフェンスを設置せず、歩道と一体となるよう公開空地を設けております。園庭の周辺には緑地を設けております。現在樹種は決まっておりませんが、できる限り既存樹木を移植していきたいと考えているとのことです。また、園児への安全性を確保するため、建物と園庭を囲むようにフェンスが設置されております。敷地の外周をフェンスで囲むのではなく、フェンスの外側に緑地を設けることで、緑豊かな沿道景観が演出されております。

続きまして、立面計画です。まずは園庭に面している南側立面図です。階段の南側をカーテンウォールとし、メインコンセプトの「明るく開放的な室内空間」を演

出しております。続きまして、北側立面図です。赤で囲まれたところが開口部で、上下は曇りガラスを予定しております。お互いの視線を意識して、1つ1つの開口部を小さくしております。続きまして、北東側立面図です。周辺の住宅は2階建ての住宅が多いこともあり、2階のテラス部分には目隠しパネルとしてパンチングメタルを設置しております。続きまして、東側立面図です。一部タイルを使用し、建物に表情をつけており、メインコンセプトの「記憶に残るデザイン」を表現しております。外壁の色彩の仕様については複層仕上塗材としておりますが、マンセル値等の詳細は決まっております。

以上が当該施設の現状の計画となります。今後、景観法及び平塚市景観条例に基づく手続きを行っていく上で、次の項目について所管課及び設計者と検討を重ね、良好な景観形成に努めていきたいと考えております。

①、通りに壁面が直面している北東側立面図については、材質及び色彩等により、跳躍感やリズム感を持たせるなど、十分配慮したものとする。②、ゆとりある空間を創出するため、夕陽ヶ丘27号線に面した空間は歩道と一体的に整備し、快適な歩行者空間を演出するように配慮したものとする。また、夕陽ヶ丘11号線に面した通路については、開放的な雰囲気づくりに努め、認定こども園のモデルケースとして子供たちが親しみを持てる空間や保護者が集える空間を創出するように配慮したものとする。③、色彩については落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物や樹木や花などとの調和に配慮すること。最後に④、樹木については既存樹木を保全・活用し、隣接している港小学校のマツなどと連続性を図り、かつシンボリックな樹木の選定に努め、緑豊かな空間の創出に配慮すること。

以上の内容について、今後検討を進めていきたいと考えております。なお、本日説明した内容は、現段階での計画となりますので、ご了承ください。また、今後開催する景観審議会で、本日いただくご意見に対する反映状況など、進捗の報告を予定しております。以上で(仮称)港地区認定こども園新築工事の報告を終わります。

(会長)

今議題について事務局から報告がございました。認定こども園は平塚市では民間に既に1カ所ありまして、これが公立では初の認定こども園となるということで、その計画の概要をご報告いただきました。ご質問、またご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

(委員)

園庭が200坪ぐらいありますが、ここは遊具等を設置しないで、ダスト舗装だけにするのですか。今後変更するのですか。

(事務局)

遊具については、今後似たような形で園庭の中で整備されていくものと考えてお

ります。しかし位置ですとか、こういったものを設置するかは今後の実施設計で計画されていきます。

(委員)

現在も何かあるわけですか。

(事務局)

資料2-2の5ページ目の図面を見ていただきますと、右に駐車場のスペースがありますが、既存の遊具はそのあたりに、滑り台や、ブランコが設置されています。これを移設するなど、今後の実施設計で計画されていきます。

(委員)

認定こども園を設置する際に、園庭が、例えばフラットになるとか、園庭の面積が何平方メートル以上とか、そういう規定はあるのですか。

(事務局)

おそらく規定はないと思います。

(委員)

例えば、園庭の中も樹木を移植されることはあり得るのでしょうか。完全にフェンスで区切られるのでしょうか。園庭の中にも緑があればおもしろそうだと思いますが、未定というだけなのでしょうか。

(事務局)

未定です。今回建てようと思っている部分は、もともとみなと児童館があって、幼稚園として使用していなかった部分となります。みなと児童館が解体して、更地になり、運動会をその場所でできるようになり、暫定的に利用していました。ほとんど保育自体は向かって右手の部分のところで行っている状況で、今後平塚市としても認定こども園の運営の仕方自体がまだきちんと確立されていない中での建築計画であり、遊具や園庭の使い方は今後の協議になると思っております。

(事務局)

現状も幼稚園でありながら限られた敷地の中で遊具を配置している状況で、これまでも運動会などでは小学校の校庭を借りることが多いと聞いております。

今、この敷地の中で、小学校側にも一部緑地がありますので、既存のところを生かしながら、園庭にも緑地を配置するような配慮を今後の実施計画の中でも求めていきたいと思っております。

(会長)

この幼稚園を使いながら、こちらに新たに新築をするということですよ。この認定こども園が完成した後に現存の園舎を取り壊すような流れになるのでしょうか。

(事務局)

平成28年9月に建物は完成する予定で、その後、現在使っている園舎から新しい園舎に移りまして、そこから解体工事、外構工事を進め、3月には完成という予定でスケジュールは組まれています。

(会長)

これだけ敷地があると、もう少し何かできそうな気がします。例えば周辺が2階建ての良好な住宅地であれば、そういう条件があるので片側に寄せて立てざるを得なくて3層になるという、致し方がない流れなのかなというふうにも思います。ただ、うまく2階建てぐらいに収められそうな敷地の広さがあるので、2層にして後で増築のような形で工事を進めていくことは考えられないのでしょうか。もともとこの海岸沿いの一帯というのは別荘地であったと思いますが、多分津波の避難など新しい課題というのもあり、必ずしも低いことがいいことではないし、このあたりで3層ぐらいのものがいいということもあるのかもしれない。しかし、考え方としては住宅地の中に低層で展開できる可能性があるのであれば、それをご検討いただけないかというのが私の意見の趣旨です。

委員の先生方のご意見をお願いします。

(委員)

建築計画上、夕陽ヶ丘27号線側の歩道と建築物を一体にご指導されているとおっしゃっていたので、こちらはフェンスがない状況で、建築物と歩道が近づけるようになると思います。しかし、調理室と事務室が夕陽ヶ丘27号線側の1階に寄ってしまうと、1階部分はほとんど裏になりがちだと思います。立面図等を見ていると、室外機とかそういうのは全部屋上に逃がすようになっているようなので、その点は大丈夫かとは思いますが、どうしても園庭側が表にならざるを得ないのはやむを得ないと思うのですが、具体的には申し上げられませんが、何らかの形でうまく配慮して、道路側が裏にはならず地域にうまく溶け込めるような施設になっていけるといいのかなというふうには思いました。

高さが3層の件についても、周りを見ますと結構低いので、少しボリュームのある建物になってしまうのかなという気もします。先ほどのご指導の中に既にその辺のご配慮は入っていたと思いますが、こちらの27号線側の部分もうまく地域と折り合いをつける工夫を何らかの形でしていただくべきかというふうには思いました。

(会長)

そこまでの詳細な設計は、まだ詰まっていない段階なのかなとは思っていますが、設備機器等の設置位置は今のところどのようになっていますか。いかにも裏になるという可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

空調機の屋外機に関しましては、屋上に設置する予定となっておりますので、27号線沿いに出てくるということはありません。

(委員)

1階調理室の排気が出る可能性はありませんか。

(事務局)

まだそこまでの細かい設計は行われていないので、言われるように排気は1階の調理室から出る可能性はあると思います。

(委員)

それが裏を示す感じになってしまうのかなと思っています。ただ、どこかに置かなければいけないと思いますが、その辺をどれぐらい調整できるかなと思いました。

(会長)

ごみ処理の問題であるとかも、やはりこのあたりに集中することになると思います。

(事務局)

資料2-2の4ページの1階と2階の平面図を見ていただきますと、調理室のところのリフトは上が配膳室で、もう一つスペースがありますので、多分このスペースで排気を上に持っていくのだと思います。ただ、先生のご心配のとおり、きちんとここで収まるかということが、多分実施設計の段階で検証すると思いますので、その辺については、くれぐれも27号線沿いに出さないように指導させていただきたいと思います。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

市道に面している入り口のところは、公開空地の位置づけですか。それとも単にセットバックですか。

(事務局)

建築基準法でいう公開空地ではありませんが、歩道と一体となったフラット面での空地、公開的に使える空地になるということです。

(会長)

ほかにご意見・ご質問はいかがでしょうか。

こういう公共的な施設をつくるときに、平塚の海側の施設ならではのデザインや考え方は市でお持ちなのですか。卒園生などの記憶に残る園舎にしたいというお話や、新しくつくる建物であることや、また小さい子供たちが長い時間過ごすということもあるので、どんなことを考えていきたいか考えがあれば、伺いたいと思います。

(事務局)

JR東海道本線から南側の区域というのは、各地区に公園などの公共施設が整備されており、ある程度エリアでまとまった形になっております。このエリアにつきましては、江戸時代には御林と言われる砂防林のためにマツが植えられた状況があります。学校や公園は、戦災で区画整理をしてしまったのですが、マツが残っている状況です。そういうところで、景観担当では、「小学校にしろ、公園にしろ、既存のマツを生かした取り組みをしてください、新たにマツを植えることができれば、マツを植えてください」という指導をこれまでもしています。また、駅の南口をおりますと、海に向かってなぎさプロムナードという県道の大きい道路がありますが、そこはマツを新たな街路樹として意図的に植えていただきました。そのイメージで樹種・樹木とか、緑化については努めてもらっています。

建築物については、特段これといった指導はしていません。各公共施設については海をイメージしたもので、それぞれの中でできる配慮をしています。それで得てして失敗してしまうのが、外壁を青で塗ってしまったという施設が以前あるので、うまく配慮しながら行っております。

(会長)

既存の樹木を含めてマツを生かした景観をなるべく造成していくというのは、平塚らしい形になると思います。これは景観審議会のテーマではないのかもしれませんが、これから小学校や公共施設の建てかえ等の際に、市として今言ったようなことが、入札の時に設計者に伝われば、何十年後に景観重要建造物になるような公共施設につながっていくと思います。せっかくモデルのないものをつくろうということなので、ぜひ次のモデルになるものをつくっていただきたいと思います。

では、ほかにありますか。色彩のことなどは今後詳細が出てくることなので、そのつどご報告いただくということですが、今の時点で何かこれだけはというのはありますか。

(委員)

色彩については今のところはありませんが、質問させていただいてよろしいですか。来客駐車スペースが右にありますが、ここからの動線は全部保育園の使用者に向けての動線が検討されていると思います。3階には放課後児童クラブや、また幅広くお母さんが子供を連れて遊びに来られるつどいの広場があると思いますが、この方たちも子供を連れてくるとき、また迎えにくるときに駐車場を使うという想定になるのですよね。

(事務局)

はい、そうですね。

(委員)

そのときに、駐車場から園の外側を回って、市道夕陽ヶ丘27号線側の外部階段のところまで来るというイメージになるのでしょうか。

(事務局)

放課後児童クラブとつどいの広場の利用形態がどんなふうになるのか、所管課でないのわからないのですが、駐車場については認定こども園の利用者が比較的この地域の利用者ではなくて、平塚市内、また市外の方も応募によっては使用できる状況ですので、通勤途中に認定こども園に父兄の方が送り届けたりすると、ある程度広域利用となり、駐車場が必要ということで確保している状況です。放課後児童クラブは逆に地元の港小学校の子たちが学校が終わった後、ここである時間まで遊んでいるということなので、比較的地元の子供たちということから、多分父兄の方も徒歩や自転車で対応するのではないかと考えております。

(委員)

不安に思ったのは、子供は結構遠回りが嫌いなので、園庭を横切って駐車場を走ったり、いろいろな可能性があると思います。今の駐車場の出入口は、認定こども園には最短で行けますが、外部階段のために、南側にもう一つ通路があったほうがいいのではないのかなと思います。私も子供を育てながら仕事を続けていたので、放課後児童クラブなどにも子供を預けていた時期があるのですが、週末に両手に抱えきれないような量のおやつなどを親が運んでいたりするので、車の利用も多いのではないのかなと思います。放課後児童クラブの等の利用者に対しての利便性をもう少し考えられたほうがいいのではないかなと思いました。

ただ、南西側にも駐車場への道が確保されていたほうが安全な気がしますが、小さな子供と小学生と一緒に遊ばせるのは非常に危険なので配慮が必要だと思います。

(会長)

ありがとうございました。そうしましたら進捗状況に応じて、今の動線計画の問題、それから園庭の使い方、また植栽に関しても、そのつど景観審議会にご報告いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、次にいきたいと思います。続きまして報告事項、平塚市余熱利用施設についてを議題といたします。では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、平塚市余熱利用施設についてのご報告をいたします。パワーポイントの画面にてご説明をいたします。配付資料は同様の内容なので、後ほどご覧ください。

項目は全部で3つです。こちらの順にご説明いたします。初めに概略を説明いたします。平成25年に平塚市の大神地区に一般廃棄物処理施設を建設しました。その一般廃棄物処理施設である平塚市環境事業センターの計画については、第2回、第3回景観審議会において、色彩や外構計画等のご審議をいただき、第9回景観審議会で完成の報告をさせていただきました。本日は平成29年の供用開始に向け、現在平塚市で設計を進めている一般廃棄物処理施設の余熱エネルギーを有効に利用した施設の計画について、地域の景観を良好なものとするため、色彩や外構計画などについてご意見をいただきたく、現状の設計内容についてご報告をさせていただきます。

余熱利用施設の説明の前に、市の福祉施設からご説明いたします。現在、平塚市の福祉施設は全部で4館あります。黄色い四角印の所在地がおおむねの所在地となります。ご覧のとおり、余熱利用施設の計画と東部福祉会館の所在地が同じ位置にあります。今回説明させていただく余熱利用施設は東部福祉会館、こちらの写真にあります白寿荘の機能を持った施設で、新たな東部福祉会館となるものです。この余熱利用施設には、健康増進を目的とした室内プールの機能がありますが、全4館の福祉施設のうち、南部福祉会館のみ同じ機能を有しております。また、平塚市総合公園の体育館にも室内プールの施設があります。

それでは、設計説明書の内容をご説明いたします。初めに、本計画の位置づけは、平塚市総合計画等の上位計画を踏まえ、市民の健康の保持増進と交流を図り、福祉的機能を兼ね備えた施設が計画され、立地の特性から近隣のスポーツ施設利用者や事業者等の従事者も気軽に利用できる施設として位置づけております。計画の基本方針は「健康・交流を創出する活動拠点」としております。

こちらは本施設の施設整備の基本的な考え方です。余熱利用をする施設であることのほか、地域のまちづくり、交流に関すること、健康増進施設を有していることなどを基本的な考え方としております。

次に、必要な施設の説明です。当施設に必要な諸室として、表にある項目の機能を持った施設としております。主な内容としましては、水中トレーニング槽などの

健康増進に関する施設のほか、温浴施設、健康・生活相談室等の福祉的機能の施設があります。なお、一番下にごございます町内福祉村とは、子育てや介護といった日常生活での援助を必要としている人に対してボランティアの派遣を行う地域福祉の拠点となる施設としております。

次に、施設の概要のご説明をいたします。こちらは平塚市の全域地図です。平塚駅・市役所はこちらです。計画地は本市の北側にあり、平塚駅からバスで大体15分程度の場所に位置しております。こちらは付近詳細図となりまして、赤い斜線の区域が計画地で、市の管理する所有地でございます。東には相模川があり、河川敷にはグラウンドなどがあります。西側には昨年度完成のご報告をしました環境事業センターがあり、さらに西側には東部福祉会館の白寿荘がございます。

次は用途地域等の説明です。用途地域は工業専用地域、防火地域の指定はありません。高度地区は第4種高度地区、工業系用途以外の建築物は最高限度が15メートルとなります。建ぺい率60パーセント、容積率は200パーセントの区域です。日影の規制はありません。

次は建築の概要です。主たる建物用途は福祉施設、工事種別は新築となります。面積関係、建ぺい、容積率、高さ等の概要はこちらのとおりとなります。建物の構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、外壁の仕様はせっ器質タイル、塗装となります。屋根の仕様はアスファルト防水です。前面の道路に市道大神5号線（幅員8.23メートルから9.38メートル）があります。

次に、周辺の状況についてご説明いたします。4枚の写真は敷地内と敷地の前面道路等の現況となります。1の写真は敷地南西側から撮影をしております。計画地は写真のとおり、現在更地となっております。2の写真は敷地南西部から向かい側の工場等を撮影したものです。3の写真は前面道路の北側から南側を撮影した状況で、4の写真は敷地南東部の土手側から環境事業センター側を撮影したものです。こちらの写真は相模川土手、河川敷の状況です。5の写真は土手側の既存樹木群と歩道を撮影したものです。なお、この歩道は散歩コースとなっております。6の写真は、その北側樹木群を土手の上から撮影したものとなります。この北側の樹木はスタジイやアラカシなどの常緑樹が主に植生しております。7の写真は土手側の既存樹木群と歩道を撮影したもので、この地点から土手側へ上がることができます。8の写真はその南側樹木群を土手の上から撮影したものとなります。これらの樹木はサクラやエノキなどの落葉樹が主に植生しており、南北の樹木の合計本数は約70本となります。

こちらは平面計画でございます。1階、2階とも図面の左側であります北側の青色部分は健康増進施設となります。南側の黄色の部分は老人福祉施設、2階の赤色部分は町内福祉村となります。また、こちらの灰色部分は共用部となります。R階と地下1階は主に設備の機械室等となります。

次は外構計画のご説明です。緑色の部分は植栽となります。こちらの緑の斜線は駐車場に使用されます緑化ブロックです。こちらの灰色部分は歩道、赤い矢印は歩

行者の動線となります。

次は駐車・駐輪計画等です。車でアプローチしやすい南側に来館者用駐車場を27台計画しております。ピロティには身障者用駐車場を2台、自転車置き場・バイク置き場も計画しております。職員用の駐車場等は建物北側にまとめて計画しております。また、自転車・徒歩により来館する方への配慮として、環境事業センター側から2メートルの歩道を延長して、安全に利用できるものとしております。なお、建築物の圧迫感軽減として、前面道路から約4.5メートルの壁面後退をしております。

送迎バスへの対応として、大型送迎マイクロバスの転回場所を来客用駐車場出入りに計画し、建物正面の主要な入り口部には送迎用マイクロバスが寄りつける車寄せを計画しております。

次は植栽計画です。当該計画は平塚市まちづくり条例ならびに施行規則に基づき、緑地等の計画をしております。既存高木側には新たな植栽はせず、敷地外の緑を活かした植栽の計画としております。玄関アプローチ部のシンボルツリー、敷地内の植樹樹木の樹種は今後決定していきます。

次に、建築物の外観についてご説明いたします。地域のシンボルとなる暖かみと親しみやすい外観とするため、来訪者を出迎える明るく開放的なエントランスとし、エントランスからは土手沿いの緑を眺めることができます。南北に長い建築物であるため、壁面に凹凸をつけて分節化し、周辺環境との調和に配慮した圧迫感を与えないデザインとしております。建物の高さを土手側の既存樹木より低く抑えることで、周辺環境に馴染みやすいスケール感としております。建物東側は既存樹木を自然な目隠しとして生かし、シンプルで落ち着いたデザインとしております。屋上の設備機器置き場は外部から見えにくいデザインとしております。塗装部分は福祉施設としてお年寄りにも親しみやすい暖かみのある色彩とし、耐久性や耐候性に優れたメンテナンスコストの低い材料の選定をしております。なお、タイルのイメージとしては、こちらの写真が白寿荘のエントランスにて使用されているもので、地域住民から親しまれた温もりあるデザインのものという理由から選定をしております。

以上が当施設の現状の計画となります。今後景観法及び平塚市景観条例に基づく手続を行っていく上で、次の項目についてこれから所管課と検討を重ね、良好な景観形成に努めていきたいと考えております。

1の項目として、色彩は地域住民から親しまれ、暖かみのある落ち着いた色合いを基調とし、相模川の自然との調和に配慮し、環境事業センターとの連続性に配慮すること。2の項目として、河川敷の既存樹木等の周囲の緑との連続性を図り、かつシンボリックな樹木や季節感を醸し出す樹種・草花の選定に努め、緑豊かな空間の創出に配慮すること。3の項目として、ゆとりある空間を創出するため、壁面後退した空間を歩道と一体的に整備し、歩行者が安全に通行でき、緑のうるおいある快適な空間整備を行うこと。最後に、4つ目の項目として、工場地景観の形成において、敷地境界部緑化の先導的な役割を果たす計画とし、周囲の工場等に連続性の波

及効果を持たせられるような計画とすること。この項目の補足として、こちらの写真のように、工場地の景観協議の際、景観ガイドラインに基づき敷地境界部に多く見受けられるブロック塀等を撤去または後退し、周囲と調和した植栽について指導助言を行っておりますので、大神地区の工場地内で環境事業センターと余熱利用施設から先導して景観づくりを進めていきたいと考えております。

以上の内容について、今後検討を進めていきたいと考えております。なお、本日説明した内容は現段階での計画となりますので、ご了承ください。また、今後の景観審議会では、本日いただくご意見に対する反映状況等、進捗の報告を予定しております。以上で余熱利用施設の計画の報告を終わります。

(会長)

議題について事務局よりご報告がございました。ただいまの説明について、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

一般的な利用者で想定されているのは、車で来られる方がほとんどなのでしょうか。

(事務局)

こちらについては、現白寿荘の利用者はこちらに住まわれている地域住民の方々メインとなりますが、基本的には車のご来場を想定しております。南部福祉会館にも温水プールがあるのですが、1日の利用人数が186人おりまして、おおむね27台の駐車場で満たすのではないかと所管課は計画しております。

(委員)

今後、川側からアクセスする出入り口を設けるという可能性はありますか。

(事務局)

今現状、既存樹木分が樹木の施設側に垣根がございまして、土手側から植栽帯となっておりますので、その部分を切り出せば入れなくはないのですが、現状としましては完全に植栽帯として歩道と分離しておりますので、河川敷側から敷地内に入ることは、現状としては厳しいということです。

(事務局)

この地図の南側に、認定外の道路がありまして、そこから川へ入れる通路になりますので、そこからアクセスできる状況です。

(委員)

川が目の前にあるので、川との関係で魅力ある公共施設ができ上がるのはすごくいいことだと思います。遊歩道もあるということであれば、そこを歩くという一連の公共施設のあり方みたいなものが少し示せる可能性があるのかと思いました。実際は配慮の上でこの河川敷の既存樹木より抑えているので、建物自身はそんなに見えないのかもしれないのですが、川と一体的に魅力的な公共施設をつくるのが、工業系施設が多い中で建物としてもいい場所になるのかと思います。施設上の性格もあり、一概にそれがメインとは言えないと思うのですが、川沿いの公共施設のあり方として、少し何かできることがあったらいいのかと思いました。

(事務局)

わかりました。ご提案いただいた件については、所管課に検討していただくように伝えたいと思います。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいですか。周辺施設との色彩の連続性というようなご説明もあったのですが、それは連続したような色彩を取り込むということなのでしょうか。

(事務局)

現段階の設計内容としまして、どちらかという地域住民の方々のご意見をベースとしまして、こちらの白寿荘のエントランスのタイルを使用しているのですが、環境事業センターも近くにございますので、連続性のない全く違う色の建物をつくるよりは、少しでもご配慮いただきまして、環境事業センターから余熱利用施設につながる連続性を今後検討していただきたいということで、このような助言内容とさせていただきます。

(会長)

わかりました。れんがタイルを使用した外観と焼却施設の外観は少し違うものなので、どう連続するのかと思いました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。またこれから徐々に進んで行くわけです。28年度中の工事完了ということで、今が実施設計をちょうど始めているというような形ですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

では、具体的に色彩や外構計画が現実的な問題として上がってきたときに、また景観審議会で検討させていただくということによろしいでしょうか。

それでは、植栽の問題とも絡んでくると思いますが、この立地は川との関係を生かせる場所にあるので、何か取り入れる可能性をご検討いただければと思います。

では、以上をもちまして3件ございました本日の議事はすべて終了いたしました。

[景観審議会閉会 午前11時15分]